

# 第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会

## 第8回議事録

消費者庁消費者政策課

第8回 第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会  
議事次第

日時：平成30年6月6日（水）13:00～

場所：中央合同庁舎第4号館 1214会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）現行計画の中間評価

（2）第4期消費者基本計画のあり方に関する論点整理

3. 閉 会

○河内課長 定刻となりましたので、第8回「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」を開催いたします。委員の皆様には、御多忙のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回から、日本経済団体連合会での人事異動に伴い、岩崎委員に代わり、新たに長谷川委員が当検討会の委員に就任されましたので、御紹介いたします。

日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長の長谷川委員でございます。

○長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○河内課長 ありがとうございます。

なお、本日は、首藤委員、森光委員から所用により御欠席、拝師委員からは所用により14時30分ごろに御退席との連絡をいただいております。

それでは、これからの進行は山本座長にお願いいたします。

○山本座長 皆さん、こんにちは。

それでは、本日の検討会を始めたいと思います。

まず、配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

○澤野企画調整官 お手元にお配りしてございます配付資料の一覧とあわせまして、配付資料の確認をさせていただきますので、御確認いただければと存じます。

まず、議事次第が一番上に乗っているかと思っておりますけれども、続きまして、座席表。

資料1ということで、第3期、現行の計画の中間時点における進捗状況について。

資料2でございますけれども、この検討会の中間取りまとめに向けての論点整理。

参考資料といたしまして、現行の計画の最新の工程表の改定案について配付をしております。

以上が本日の資料一式になります。お手元の資料に不足などがございましたら、都度で結構でございますので、お申しつけいただければと存じます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は、大きく現行計画の中間評価についてと、第4期基本計画のあり方に関する論点整理になります。

また、これまでの御議論にありましたように、第4期の計画を議論する前提として、当然、現行計画がどういう形で進められているのかということが議論の前提になると考えられますので、とりあえずはこの二つを分けずに、事務局のほうから資料1及び資料2について、あわせて一括して御説明をいただき、その後、委員の皆様方から、中間取りまとめに向けての論点整理について、御質問あるいは御意見をまとめていただきたいと思います。

まず、事務局のほうから、全体について御説明をお願いいたします。

○澤野企画調整官 それでは、御説明申し上げます。

初めに、現行の第3期計画の中間時点における進捗状況についてということでござい

して、資料1をお開きいただければと存じます。

資料1の表紙でございますけれども、まず、現行の計画の中間時点における評価として、ベースとして活用させていただきましたのが、現行の計画の工程表の関係資料でございます。現行の計画につきましては、計画の本文にも記載がありますとおり、工程表を作成し、年に1度、その改定を行うこととされてございます。実際、昨年度の情報を盛り込んだ工程表の第3回の改定が、今、最終段階まで作業が進んでございまして、消費者委員会の御意見を伺った上で最終的にセットするという段取りになっておりますところ、先月10日に消費者委員会本会議のほうに御説明、御報告を申し上げて、諮問・答申を了しているという状態でございますので、その際の資料をベースに用いて、本日、中間時点における進捗状況を、現状の参考として御説明申し上げます。

1ページ目をお開きいただければと存じますけれども、工程表の第3回改定について一番上に書いてございます。冒頭に申し上げましたように、工程表そのものにつきましては、第3期の計画に基づいて関係省庁が講ずべき具体的な施策についての取組予定を示すものであるということと、二つ目の○でございますが、1年に1度は改定を行うというような形になってございまして、進捗状況の管理を工程表のリバイスをもって進めていくという実務の状況にあるということでございます。

最終的には、右下に③と書いて、消費者政策会議の構成員となってございますが、総理を会長とする当該会議において決定し、改定内容を確定させるという形になってございます。

これまでの改定実績が左下にございまして、計画を策定したタイミングで工程表の当初のものがセットされて、年度に1回改定を行っているというような形でございます。直近ですと、29年6月が第2回という形でございまして、今、3回目の改定の詰めの作業をしているというタイミングでございまして、諮問・答申までは終わっているというところでございます。

実際、2ページが消費者基本計画工程表の改定の大枠についてということでございますが、右側をごらんいただければと思いますけれども、3カ所赤文字になっている部分、それから、吹き出しが何個か出ているかと思っております。工程表自体は参考資料としてお配りしておりますように、それぞれの6本の柱の各括弧に、多数の丸数字に相当する個別の枠で進捗管理を行ってございまして、非常に大部になっているというところでございますけれども、世の中の状況の変化や、トピック的な事案などが起こる都度、取り扱うべき項目をできるだけふやしていきながら、消費者行政として目を光らせる部分をふやしていこうという取組を進めてございます。

前回の改定時に比べまして、吹き出しに書いてございますような6項目を今回の改定においてふやしたという形でございまして、昨年度に比較的世の中をにぎわせた消費者関係の事象について入れ込みを図っているところでございます。その他、淡々とした時点更新の中でも、各項目の範囲内における主要な出来事については、拾っていく努力をしている

というところがございます。

実際にこれらの工程表につきまして、6項目ごとで淡々と説明させていただくのは非常に大部でございますので、今回の概要資料におきましては、3ページにお示ししているような、大きく五つの観点から整理をしております。ページ等々については、こうした性格ごとのグルーピングをしておりますので、ちょっと前後してしまう部分があるのですが、まず「A. SDGsの推進に関する取組」ということで、国内のSDGsの推進支援に比較的即しているものを5項目ここで整理しております。

「B. 重要施策の推進に関する取組」ということで、成年年齢の引き下げを筆頭に、国としての重要施策において、消費者行政としてかなり貢献をしている事項について整理をしております。

「C. 高度情報社会の実現に関する取組」は、この検討会の中でも、さらに先を見据えたような御意見とか、あるいは外部有識者の方から最新の動向の御説明を頂戴しておりますけれども、足元の部分についての進捗状況の把握として、ここに挙げている2項目について大きく整理をしているというところがございます。

それから「D. 食品に関する取組」ということで、安全・安心、食ロスの削減、食品表示の充実と、逐次、具体的な取組の進捗を図ってございまして、関心も高い一項目でございますので、一個の大きな柱として整理をしております。

個別性の増す案件になって恐縮なのですが、「E. 消費生活における安全・安心の実現に関する取組」で、ガバナンスの確保等に関する取組ということ、この中にこの通常国会へのJISの改正法案の提出でありますとか、あるいは公益通報者保護などについて入れているところがございます。それから、執行力の充実に関する取組ということ、地方における執行力の充実などを含めて、いろいろと取組をしているところを、国と地方が連携しているところ、地方側の皆様方にも御尽力をいただいて、進捗も図られつつあるところを1枚御紹介しているところがございます。それから、臍帯血プライベートバンクの関係、美容医療の関係を、個別色が強いのですが、1枚用いて資料を用意しているところがございます。

SDGsの関係が4ページから5ページでございますけれども、大きく五つ柱を設けてございまして、まず、4ページの下でございますが、子供の事故防止についてでございます。御案内のとおり、関係省庁が連携して、子供を事故から守るための関係府省庁連絡会議を設けておるところでございますけれども、その推進に当たって、プロジェクト化をして、かつ、昨年度からはいわゆる事故防止のための週間も設けて、広報活動なども集中的、重点的にやっているというところがございます。そういった中身を中心に取り上げてございます。

5ページでございますけれども、高齢者の関係、エシカル消費、食品ロス、消費者志向経営と4点挙げてございます。食品ロスの関係は後ほど御紹介いたしますので、比較的鮮度の高いものといいたしましては高齢者の消費者被害の防止ということで、一昨年に消費者

委員会からの建議もいただきましたけれども、身元保証等サポート事業の関係につきまして、厚労省等とも連携しながら取組をしてございまして、実態調査もまとまって公表がされているというところについて記載をしております。見守りの関係でございましてけれども、昨年度、強化交付金が措置されたということで、時点更新を図っているということを本体でも御紹介しているというところがございます。

続きまして、6ページは成年年齢の引き下げでございまして。この国会におきまして、公職選挙法改正法の附則において民法の成年年齢引き下げの検討を行うこととされたことを受けまして、成年年齢の引き下げのための民法の改正案が提出されているところでございます。そこに関連して、環境整備という中で、既に消費者庁を含めて「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」と【背景・現状】のところに赤文字で記載しておりますけれども、4省の関係局長で構成する会議の決定事項として、今後、重点的に消費者教育を推進していくということを申し合わせているところでございます。また、消費者教育推進法において、閣議決定で基本方針を定めることとなっておりますが、昨年度末にその変更の閣議決定を行っておりまして、向こう5年間の大枠をセッティングしているというような状況にあるところでございます。

実際、工程表の中でどのような形で、トピック事項の一番大きな事項である成年年齢引き下げを取り扱っているかということでございますが、一つは、法務省のほうで「成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を立ち上げて、金融庁、消費者庁、文科省、経産省といったあたりがそこに積極的に参画して、連携を図っていくというような枠組みをまずはつくっているということにつきまして、追記をしているという形をとっております。

消費者教育の具体の中身の部分でございまして、新規に当たる部分といたしましては、「社会への扉」が赤文字になっているかと存じますけれども、昨年度、徳島県内の全ての高校で、当該教材を活用して実証的な事業を行ったというところでございまして、その検証を踏まえながら、もう一つ赤文字がございまして、2020年度に全都道府県の全高校等で同様の授業が実施されるように目指していくというような形で記述しているところでございます。

それから、成年年齢引き下げに向けた環境整備の一環といたしまして、5ポツでございまして、赤文字で、消費者契約法の一部を改正する法律案を消費者庁のほうで閣法として取りまとめて、この国会に提出してございます。実は、本日、別途並行して参議院で議論がされて、御審議をいただいているような状態でございます。

続きまして、7ページでございまして、ギャンブル等依存症対策の関係でございまして。こちらも重要な政策分野として世間の関心も高いところでございまして【背景・現状】にございまして、一昨年12月、一昨年の臨時国会におきまして、いわゆるIR区域の整備の推進に関する法律が議員立法で議決された際に附帯決議がつけられておりまして、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化するということ、政

府に対して御注文をいただいたところでございます。それを受けまして、この年の12月から関係閣僚会議が立ち上がりまして、昨年の夏に「ギャンブル等依存症対策の強化について」ということで、当該関係閣僚会議の決定がされたという形になってございます。

消費者行政にかかわる主な部分といたしまして、工程表における記述の骨子の部分で4点挙げてございますけれども、こうした4点を取り組むようにということございまして、特に大きな玉といたしまして、消費者向けの注意喚起や普及啓発を行うということ。それから、一つ飛ばささせていただいて、もう一つ下の赤文字に行っていただければと思いますが、こうしたギャンブル等依存症患者の方々の抱える問題は、借金の問題で消費生活相談を訪れることによって顕在化してくる場合が非常に多いということもございまして、多重債務相談に対応する御担当の方々向けに、いわゆる精神医療機関であるとか、当事者団体等に適切につないでいただくということを円滑に対処していただくようにするための対応マニュアルを昨年度末につくらせていただいているところでございます。

右側にそのマニュアルの抜粋がございまして、来訪前の準備と来訪時のところまでしか記載がございませんが、この後、つなぎのところとか、あるいは御家族を含めた相談員としての情報連携のあり方といったようなものを簡単にお示ししているようなマニュアルをつくらせていただいているところでございます。

8ページからが観光の部分でございまして、国策としての重要度の最後の部分でございまして、【背景・現状】に6,000万人と赤文字がございまして、いわゆるインバウンドの方々が、一番右のグラフにもございまして、ここのところ飛躍的に伸びているというところを受けまして、政府としても取組を強化していくこととしております。

特に消費者行政とのかかわりが強いものとして、この6月から施行される予定でございまして、民泊の関係の事業法の施行・運用というところ。もう一つが、在留外国人の方への相談体制の強化ということで、国民生活センターにおいて、在日外国人向けの消費生活相談窓口をきちんと体制強化していくということと、交付金を活用して、地方自治体の皆様方におかれても、消費生活相談体制を強化いただけるように運用していくというようなところを記載している形になってございます。

続きまして、Cでございまして、ICT等の進展への対応という部分でございまして、まず、9ページが電気通信サービスの消費者保護の関係でございまして、一昨年の5月でございまして、電気通信事業法の改正が行われまして、いわゆる消費者保護ルールの適用がされるようになった。真ん中に総務省で作成いただいている啓発資料の抜粋を載せてございますけれども、どのような内容なのかということで、おおむね4項目ぐらいから成るという形で、説明義務とか書面交付の義務、初期契約の解除制度であるとか、あるいは継続的勧誘行為を代理店等々に対して禁じているというような措置が規定されたところであります。当然ながら、こうした電気通信のサービスにおいては、末端にいきますと店舗も非常に多いものですから、きちんとモニタリングをしていくということで、総務省のほうで業界団体でありますとか個社の方々に参画をいただいた上でモニタリングの会合を開き、それら

から得られた知見を実施ルールのように改定すべく、知見を積み重ねていくという取組を地道に行っていたいただいているところがございます。昨年度、今年度以降も継続していただけのものと認識しているところがございます。

10ページでございますけれども、この検討会におきましても、今後の、特に長い目線で見たときの仮想通貨でありますとか、そういったFintech関係のいろいろな御説明、御紹介を賜ったところがございますが、足元といたしまして、大きく決済手段の水準の高まりに関するところとして、サーバー型電子マネーのお話、仮想通貨交換業の創設の話、また、クレジットカードの利用環境の整備ということで、この6月から施行予定でございますけれども、割賦販売法の一部改正のお話が大きく掲載されてございます。それぞれ、サーバー型電子マネーにつきましても、コンビニにおける声かけ等々がいわゆる振り込め詐欺対策として、銀行のほうでは店舗のほうでもかなり体系的なご対応をさせていただくように進んできているところではございますが、コンビニのほうでもそうしたことをより一層していただけるように、さらに注力していこうという話がございます。仮想通貨に関しましては、この年明け以降もいろいろ個社をめぐる案件などが出てございますが、昨年9月、ことしの3月と関係省庁が連携して注意喚起をしているようなあたりを記載しているということがございます。

次のページ以降、3ページにわたりまして、食品の関係でございますけれども、初めに、食品の安全・安心でございます。この部分の新規性の高い大きな要素といたしましては、右下の6ポツでございます。やはり同じくこの国会に食品衛生法の改正案が実は提出されてございまして、近々にも成立を期すべく国会で御審議をいただくというような流れになっているところがございます。HACCPのいわゆるA基準とB基準をきちんと運用していくために、法制度化していくというような形で位置づけを図っていく制度であるという形になってございます。

それから、食品ロスの関係でございます。12ページをお開きいただければと思いますが、多数の取組、特に食品ロス削減に関しましては、自治体においても既に意欲的なところは多々取組をいただいているところがございますけれども、今年度の工程表改定におきましては、新規の事項といたしまして、8ポツでございますが、ことし1月、備蓄食料の有効活用、特に備蓄食料更新に当たってフードバンクに更新前の食料を御提供いただけるような形で御検討いただくように要請をさせていただいているというあたりを帯として細かく仕分けて、より綿密に進行管理をやっていこうという形にしてございます。

12ポツでございますが、おいしい食べきり運動ネットワーク協議会は、御案内のとおり昨年10月にイベントなども大々的にやっていただいている団体でございますけれども、当該団体とより密度高く連携していこうということで、記載を充実しているところがございます。

食品の表示の関係が13ページでございますけれども、新規性の高い事項といたしましては、上のほうにイラストなども入れてございますが、まずは昨年9月に新たな加工食品の



原料原産地表示につきまして施行がされたということで、こちらの普及啓発を強力に図っていくということでもあります。それから、一番右上でございますが、遺伝子組み換えの関係でございますけれども、ことしの3月に報告書が公表されたところでございまして、枠の囲いの中に書いてございますが「遺伝子組換えでない」と表示が認められる条件につきまして、これまでは5%以下だったわけですが、今後は「不検出」というように厳格化を図っていくことが報告書として提言されたという形になってございまして、工程表の中でも、今後、食品表示基準等の改正等を進めていくというような趣旨で記述を設定されているという形でございます。

14ページ、ここから先はいわゆる安全・安心の項目でございますが、最初はガバナンス等の関係でございます。大きく4点から成ってございまして、JIS規格の見直しの話は先ほど言及したとおりでございますが、JIS法の改正案がこの国会に提出されているということでございます。

公益通報者保護の関係でございますが、現状として進めつつあるところといたしまして、内容に係るものとしては右下に赤字で記載してございますが、内部通報制度に係る認証制度の導入に向けた検討を進めているということでございます。それから、＜公益通報者保護＞の2ポツでございますけれども、ことし1月に消費者委員会に対しまして、法の規律のあり方とか行政の果たすべき役割につきまして諮問をさせていただいているところでございまして、消費者委員会のほうで専門調査会を設け、精力的に論点の深掘りを進めているというところでございます。

それから、昨年10月に消費者団体訴訟制度を支えるための国民生活センター法の改正が施行されたというところについて、今後もその運用を図っていくということでもあります。

最後に、旅行業につきまして、てるみくらぶの案件を発端とするガバナンスの強化についての取組を記述しているところでございます。

おめぐりいただきまして、15ページの執行力の充実の関係でございますが、左上の【背景・現状】をごらんいただければと存じますが、景品表示法につきましては執行件数が増加してきており、自治体のほうにおけるお取組にも進展が見られる状態にあります。特定商取引法につきましては御案内のとおりで、昨年12月に施行された28年改正において、執行力の強化に資する制度整備が運用に入っている。それから、消費者庁ないし地方公共団体においても、実際の定員増であるとか、あるいは法曹関係者や警察職員であった方々を御活用いただけるような環境整備などを行っているというところでございまして、引き続きこういったところを磨いていくということでございます。

臍帯血のプライベートバンクの関係でございますけれども、再生医療法違反の事案が実際に出了という形になってございまして、それを受けての厚生労働省の対応について記載をさせていただいております。

最後でございますが、美容医療の関係につきましては、この6月から医療法の改正について施行されましたので、省令とガイドラインが導入されているという状態になっており

ます。また、昨年12月から、美容医療は一定のものにつきましては特商法の特定継続的役務提供という形で位置づけられるようになったところでございます。

補足につきましては、かなり大きなロットの制度について、実際に動いたものについて、既に御説明させていただいてございますけれども、まず、特商法の見直しの話、美容医療の関係の特商法施行令の改正の話、医療広告に関するガイドラインや省令の改正の話、仮想通貨交換業の登録制の導入の関係などについて御紹介をしております。

それから、右側の4点でございますが、この国会に提出されている法案の関係でございます。資料の内容は時点の関係で、法案提出状態の状況でお配りしてございますけれども、いわゆるJIS法の改正につきましては5月30日にもう公布がされているということで、少し新しい状況として御紹介させていただきます。一番下の生活困窮者自立支援法の関係でございますが、こちらは6月1日までで衆参両院で可決をしております、追って公布がされるものと想定しているような形でございます、食品衛生法と消契法につきましては今、まさに審議中という状態でございます。

まず、現状の状況につきましては、このような状態でございます、毎年度、工程表をローリングしていく中で、新鮮度の高いものを随時入れているということ。工程表の本体は、今日は時間もございますので説明は省かせていただいておりますけれども、KPI等も含めて追加等々を適宜こなさせていただいているところを御紹介させていただきました。

続きまして、資料2でございますけれども、現状はこうした状況にあるということ、これまで7回にわたりまして各委員の皆様方、外部の有識者の皆様方から、多方面にわたる御提案、御提言、取組の御紹介を賜ったところを、全体として事務局のほうで整理させていただいて、大きく4章から成る論点整理を御用意させていただきました。

最初の流れでございますけれども、1ページ、2ページが「Ⅰ はじめに」、3ページが「Ⅱ 消費者を取り巻く状況変化について」、それから、4ページでございますが「Ⅲ 消費者政策に関わる主な課題について」というようになってございます。8ページ以降がいわゆる新計画の期間中における消費者政策に関する視点についてということになってございまして、いわゆる現行の計画で言うところの、向こう5年間でやる具体の施策の基本的方向性より前の部分に相当するところまでを、章題の立て方については、どうくるかということもあって、それと全くそろえているわけではございませんけれども、大筋はそれと見合う形で御用意させていただいているという形でございます。

まず、1ページ、2ページにかけての「Ⅰ はじめに」でございますが、この検討会を開かせていただいた趣旨、背景を中心に記述をしております。一つ目の○でございますけれども、本検討会においては、第4期消費者基本計画のあり方について提言を賜るという位置づけであるということ。それから、この中間取りまとめそのもの、今日は中間取りまとめに向けての論点整理ということでございますが、今月の末には中間取りまとめの案として、また会議の場で今日いただいた御意見も踏まえて充実したものを配付させていた

だく予定でございますので、「この中間取りまとめは」という記述になっていて恐縮なのですけれども、中間取りまとめの性格としては、検討会におけるこれまでの意見交換を踏まえて中間的な整理を行ったものであるということでございます。

実際、なぜこのような場を設け、中間取りまとめ、最終取りまとめをやっていくかというところが二つ目の〇でございます。消費者政策については、これまで閣議決定に基づいて効果的な推進が図られている現状ではあるけれども、国連における2030アジェンダの採択でありますとか、これまでの委員会でもいろいろな方々からシェアリング・エコノミー型のビジネスの広がり等について御紹介いただきましたが、そのようなものを含めて、さまざまな社会経済状況の大きな変化が認められる状況にあるということ踏まえて、検討会を開かせていただき、第4期の計画の中で、重要課題として位置づけるべきと考えられるような新たな動きや視点を中心に、中間的にまとめたものであるということです。

参考として、消費者の権利のところと相当する基本法の条文を入れさせていただいているのですけれども、こういった形で、どちらかというところを新鮮味のあるところを中心に記載しているのですが、基本的には最終的に消費者基本計画を立案するという中で、実現されるべきは基本法にある消費者の権利であろうということで、御意見を賜ったところでございます。こういったところをきちんと意識しながら最終まとめに向けてもやっていく必要があるのかなというところで、今回、聞き取った部分については書いているような性格のところであるのですけれども、最終的に、全体的な消費者の権利の枠組みの中にどうやって位置づけていくかというところについては、常に意を用いていかなければいけないという認識を持っているところでございます。

ページは変わっていただきまして、2ページでございますけれども、現行の3期計画におきましては、こうした早い段階からの御関係の皆様方からの御意見をいただきながら、議論を積み上げていくという場は必ずしもなかったと承知しているところでございまして、こうしたプロセス自体は、自分がこれを書くのも若干僭越かもしれませんが、今後、より密度の高いコミュニケーションをとりながら、施策推進をwin-winの関係でやっていくに当たっては重要なことなのかなと理解しているところでございまして、そのように記載をしつつ、最後の段落でございますが、やはり提言をいただいたものについては、私どもとしてもいかしていかなければいけないというところを、あくまでも主語としては検討会という形になりますが、記載をしているところでございます。

3ページでございますけれども、各委員の皆様方からも各プレゼンテーションの機会におきまして、消費者をめぐる状況変化について、いろいろな観点から御紹介を賜ったところでございますが、まずは事務局で初回に社会・経済トレンドをばっと並べさせていただいて、それに関わるいろいろなキーワードを委員の皆様方から頂戴したのかなと思っております。例えば人口減少のところは、単に人口減少というだけではなくて、都市部と地方部に共通する活力低下への懸念といったことを委員の皆様方から資料の中でお示しいただいた。あるいは高齢化、独居化というところにおいても、「脆弱な消費者」の増加であ

るとか、人生100年時代の到来ということをしちんと意識する必要があるというようなお話。それから、先ほど資料1でも御紹介いたしました、成年年齢の引き下げはやはり大きな鍵であろうということ。2回目の検討会におきましても、消費の多様化という中で、「持つこと」が豊かさを具体化しないのではないかとというようなお話もいただきまして、そういったあたりは今後の施策等を考えていくポイントとして、テークノートしておくべきなのではないかということでもあります。

技術革新とはいいますが、やはりブロックチェーン技術の話であるとか、AIであるとか、外部の方々にお越しいただいてプレゼンをしていただいたようなあたりが大きな要素なのだろうということでもあります。ビジネス形態というところではありますが、この後の部分でも多数出てまいります、シェアリング・エコノミー型のビジネスの拡大に対応したような今後の展開を視野に入れておくべきだろうということでもあります。

それから、自然災害との関係で、平時、有事のあり方というか、二面性というか、そういったところを両面から押さえていくところも必要なのではないかという御意見をいただいたと理解しております。

望ましい方向へ社会を進めるための戦略指針というところがございますけれども、やはり「Society5.0」、超スマート社会ということによって、社会課題の解決と経済の好循環を両立させていく。この中に、要は、SDGsの実現というところも入ってきてというところで、全体はSDGsの傘に入ってくるのかもしれませんが、こういった要素が望ましい方向へ社会を進めるというところでくくれるのではないかという問題意識であります。

最後の部分は転換点ということで、世の中で大きなイベントであるとか、そういったあたりの節目になる部分を入れさせていただいているところでもあります。

4ページ、5ページでございますけれども、これまでにいただいた御意見の中で、主な課題としてくくれるのではないかという要素の部分を大きく3点にわたって整理をさせていただきまして、一つ目は、人口構造の変化に伴う課題というところがございます。3ページ目で少しキーワードは出しておりますけれども、いわゆる高齢の方が増えてくるだろうということ。それから、成年年齢の引き下げも、要は、現場というところで非常に重要になるだろうということが、両極において非常に重要なキーワードが出てくるということに対して、他方で、人口減少が非常に負荷になってくるのではないかとということもございまして、どうやって現場の水準を維持していくのが重要になるのだろうということ。

それから、「賢い消費者」という書き方がよいかというところがあるのですが、いわゆる消費者市民社会の担い手たる消費者という形で、非常に積極的に消費者問題に関与していただくとか、そういう我が事化をしながら取り組んでいただけるような主体を育成していく必要があるのではないかという観点で記載をさせていただきます。

大きなもう一つの点が、ビジネスの形態変化であるとか、あるいは消費の多様化といったものを考慮していく必要があるだろうということでもあります。一つは、ビジネスのサービスの提供のあり方という中で、位置情報や決済情報を事業者が収集することに対して異

を唱えないという中で、よりこまめなサービスが提供されるという実態にあります。他方、シェアリング・エコノミー型のビジネスの展開がされる中で、そうした担い手において、消費にかかわる情報が収集されやすい実情にあるだろうというところでもあります。

これらに対して、個人情報保護法自体も一部対応がされているような状態ではありますが、データポータビリティなどについても意を用いていく必要があるのではないかとということで記載をさせていただきます。

参考が2点にわたりまして、データポータビリティに関する国内の状況と、海外の状況としてEUの動きを記載しているという形でございます。

具体的にこうしたデータポータビリティの話、それから、もう一つの事例として、5ページでございますが、B to Cが相対化していくという中で、プラットフォームを利用する方が非常に相対化していることが一つあるのだろうということ。消費を世代ごとに考える必要があるのではないかと御意見をいただいたというところでありまして、施策の体系化をよりこまめに見ていくことも必要なのではないかとあろうかと思えます。

こうしたビジネスや消費の多様化というところの課題のもう一点といたしまして、エシカル消費であるとか、あるいは中小企業等を含めた消費者志向経営の浸透といったものを、この二つをよい社会をつくっていくための「車の両輪」というような形で、バランスよく推進していくことが必要なのかなというところでもあります。

これらが、とりわけ持続可能な開発のためのアジェンダの「つくる責任・つかう責任」といったものにも先行的な取組としてきてくるのかなというところで、参考を追記しているというような形にさせていただきます。

それから、ここのビジネスの形態変化という中で、この中で位置づけるのが適切かどうかは微妙ではあるのですが、6ページに入りますが、公益通報者保護についての記載をさせていただきます。公益通報者保護制度について、充実・強化を図るべきという御意見も委員の皆様方から何度か頂戴しているところでございます。先ほど検討状況も御紹介いたしました、ことし1月に消費者委員会に諮問しているという中で、検討をさらに深めていくようなことが重要ではないかとこのところを記載させていただきます。

最後の部分でございますが、SDGsと「Society5.0」の関係で、それぞれを推進していくというところにかかわるものでございます。消費生活の利便を上げていくことが期待されるAIやIoTについて、多様な情報や技術への理解を高めながら、活用する能力を涵養していくことが重要ではないか。それから、このページの一番下に関する部分でございますが、本日、森光委員が欠席とのことでもありますけれども、森光委員からの話題提供の中で、食品表示を横串化することもできるのではないかと個別の御提案もいただきましたので、記載しているというところでございます。

8ページから9ページにかけての横串の論点のところでございますが、大きく4点ほど記載させていただきます。一つは長期的な目標やキャッチフレーズを提示したほうがよいのではないかとございまして、この検討会の中盤以降、比較的皆様方からキャッチコ

ピーになり得るようなせりふを複数回頂戴しているところでございまして、実は、消費者基本計画はこれまでそうした中長期の目標とか、わかりやすいキャッチフレーズを書いてこなかったところでもあります。このページの下のほうにありますように、他分野の閣議決定計画ですと、キャッチフレーズを入れている場合も案外ございますので、入れられなくもないのかなというふうに考えてございまして、国の政策を方向づけするという基本的な線は、当然変わらないわけなのですけれども、関係者の方々にそうしたものの方向づけのわかりやすさを理解していただけたとか、より前向きな施策展開のイメージを持ちやすくするというような観点からすると、キャッチフレーズを入れ込むということを、この計画以降してもよいのかなと考えている次第でございます。

9ページでございましてけれども、これまでも委員の方々から、官民間の連携であるとか、担い手の各分野の連携のお話でありますとか、あるいは適切な資源配分というようなキーワードもいただいていたかと思いますが、そうしたものについて、効果的な位置づけを図っていくことが必要だろうと考えているところでございます。

二項対立的な消費者と事業者の関係性ではなかなか捉え切れないような、先ほどB to Cの関係の相対化でありますとかいったこともちょっと触れさせていただきましたが、そういった事象が増加しているというところを踏まえて、少し書き込みをしているところでもあります。中原座長代理、山本座長からも頂戴した個別の消費者団体の活性化につながるような論点につきましても、\*の中で記載させていただいているというところでございます。

それから、ここの展開の事例として、関係機関連携という中で、やはり部門間の連携、国一地方の連携というところも含む中で、地方消費者行政の話でありますとか、消費者教育の推進の話については多くの方々から御意見をいただいたので、10ページにかけまして、幾つか論点や現状も挙げながら記載をさせていただいているところでございます。

3点目でございますが、隣接する分野との連携をこれまで以上に意識したほうがよいのではないかということでもあります。特に災害との関係について御紹介いただいた際も含めてなのですけれども、これまで金融、教育、福祉といったようなあたり、土地・住宅といった不動産関係などを含めたところについては、比較的意を用いてきたところかと思うのですが、そういったものにとらわれずにより広い連携であるとか、気づきのなかったようなところともやっていく必要があるのかなというところで、1節を設けているというところでもあります。

それから、制度基盤の話として、幾つか頂戴しているところでございますので、ボーダーレス化の関係でオンラインADRの話でありますとか、あとは情報の収集のあり方についても幾つか御意見をいただいているところでございまして、消費者庁において取組をやっていくところの延長線上の記述を入れさせていただいているというところでもあります。

戦略的な計画の推進という中で、取組が消費者行政としても幅が増えてきているというところを改めて書かせていただいて、司令塔・エンジン役としての役割について、非常に強い叱咤激励をいただいたところを、改めて位置づけ直していくというようなことも必要

なのかなと思ひまして、1節設けているところがございます。1行あけて二つ〇を設けているのは、発信力のところについてももう少し意を用いたほうがいいのではないかという御意見を頂戴したと理解しておりまして、幾つか書かせていただいているところがございます。

最後、12ページでございますけれども、実際は、全体としての推進の話でございますが、資料1でも御説明したとおり、現行の計画が、基本計画の下に工程表をつくって、年度に1回、工程表のローリングを行っているところがございますけれども、それ自体は非常によい取組なのかなというところと、消費者委員会のほうから意見を頂戴しながら、そういう意味では、第三者機関の監視もいただきながらやっていく、ピンどめしていくということが適切な進め方だろうと思っております、そのように書かせていただいているものがございます。

あとはKPIの話は複数の委員の方々からいただいております、ここはこの場で直ちに解決云々という話ではないのですけれども、ここの部分の運営に当たっての留意事項としてKPI等を適切に設定した上でというふうに書かせていただいているところがございます。

おおむねこれまで、2回目から7回目までの6回の中で、委員の方々から頂戴した御指摘、キーワードをできるだけ盛り込むような形で総論的事項を中心に整理させていただいたつもりでございます。本日、この後の時間でまた御意見等を賜れば幸いです。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま詳細に御説明をいただきましたが、資料1、中間的な現在の基本計画の進捗状況についての御質問でも結構ですし、資料2の論点整理案についての御質問あるいは御意見でも結構です。どの点でも結構ですので、御意見、御質問をお出しいただければと思います。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 今日途中で退席させていただく関係で、まとめて話をさせていただきたいと思うのですけれども、資料2の論点整理の関係で何点かございます。

まず、先ほど冒頭で、消費者の権利のお話をいただきました。恐らく私が考えていることは十分御理解されてのことだと思うのですけれども、表記だけを見ると、あくまで参考のところに書いてあるだけで、そのほかのところに消費者の権利が全く出てこないで、そのところはぜひ意を砕いていただきたい。例えばこの前データポータビリティのお話なども出たと思うのですけれども、消費者の権利という観点からいくと、現状の個人情報の取り扱いについては、個人情報の利用について、企業側が用意した規程に同意をしないと、商品やサービスを受けられないという現状があります。それを考えると、結局、個人情報を提供することを必須の条件としたサービス提供しか受けられないということは、消費者が自主的で合理的に商品とかサービスを選択する権利の機会を実は奪われているのではないかというような見方もできるわけです。それをデータポータビリティなどを実現してい

くことで、一定程度消費者の権利に資するような、選択の幅を広げていくようなサービス提供が実現できているというような、個別の論点で少し引き直して見ていただければありがたいと思っています。

2点目なのですが、SDGsの取組をかなり入れていただいて、それ自体は非常に重要なことだろうと思っています。ただ、個別の論点として抜けているのではないかとというのが、貧困とか格差の問題への対応です。SDGsの中でも、非常に重要な項目として挙げられていることですし、我が国でもいろいろな形での貧困・格差が問題になっています。他方で、AIとかいろいろな技術革新の中で、いろいろな消費者がいろいろなメリットを受けるのでしようけれども、そこからこぼれてしまう人がいないように、誰一人取り残さないという理念を、貧困・格差という視点でもきちんと生かしていただきたいと思いますので、そこをどういう形で書き込むのがいいのか、ちょっとわかりませんが、1点、横断的なテーマとして挙げられるといいのではないかと思います。

それから、これも恐らく中にちりばめられているのではないかと思うのですが、人材育成の関係なのです。人材育成の関係については、一つは消費者教育ということでもあるのですが、そのほかに地方消費者行政の強化の問題であったり、あるいは例えばリコールで製品回収などについて、地域の力をかりながらリコール商品、対象品を発見して、安全性を高めていくというような取組も実はかなり出てきているのですが、そういう取組も、中核を地域で担う人材の育成をやっていくと、結局消費者の安全の確保につながっていく。それも消費者の権利の一つです。そのように、人材育成というものは、非常にこれも横断的な取組として位置づけていただきたいので、消費者教育だけにとどまる位置づけではないのかなと思っています。

それとの絡みで「賢い消費者」という表現がされているのですが、ここはぜひ消費者市民という形で入れていただいて、大きな項目として、例えばですが、消費者市民の育成と地域連携の推進というような横断的な項目をどこかに入れていただけるといいのではないかと思います。

公益通報者保護法の関係も入れていただいて、まさに今、議論しているところなので重要かなと思っていますが、位置づけがもう少し、公益通報者保護法もかなり横断的なテーマとして位置づけられるので、企業のグローバル化だけの問題ではありませんので、消費者の権利に直結するような課題という捉え方のほうが、むしろ消費者基本計画としては素直なかなと思います。いろいろ消費者側からすると反射的な効果として、企業も国際社会の中で生き残っていくためにガバナンスをきちんとやってというようなものももちろんあるのでしようけれども、消費者の視点でいくと、ちょっとほかの横断的なテーマの一つに入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

とりあえず、出てきたところは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

事務局からコメントはございますか。



○澤野企画調整官 消費者の権利を各論で書き込む中で、格差の問題、人材など再構成してほしいとの御指摘かと思っておりますので、必ずしも書き込んでいない部分をどのように扱うか、構成の面も含めて、少し考えさせていただければと思います。

○山本座長 それでは、千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 資料2のほうについて、主に発言させていただきたいと思っております。

まず、第3期までのところで、特に大規模な地震があったりとか、いろいろ緊急の課題があったりして、取り組むべき政策が目前にあるものにどうしても引きずられるという状態はやむを得ないと思うのですけれども、第4期の基本計画のあり方の中で、いろいろな形で出てきたのは、多分、社会構造自体が全体的に変化してきて、ここで一度立ちどまって、もう一回整理をして、次の来るべき消費者基本計画の中で長期的に戦略を立てながらしっかりと消費者政策を実現するという事だろうと思うのです。

そうだとすると、枠組みのところについて、個別のいろいろな話が出てきたのですが、もう一回枠組みについてしっかり見直す必要があるだろうと思います。「I はじめに」のところ、消費者基本法の条文を入れていただいて、それなりに意欲といいますか、方向性については感じる場所があるのですが、そうであれば、今、拝師先生からも御意見があったところかと思うのですけれども、消費者基本法のところで三つ柱があるということと、今期のところでいろいろな状況の変化で出てきている問題と、どう対応しているのかということ、まずは点検する必要がある論点整理のためにはあると思います。

三つというのは、1ページをごらんいただければ、国語力があれば解析できるような話ですが、消費生活における基本的な需要と、健全な生活環境の確保というものがまず、柱としてあるわけです。これと先ほどの「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」というものが実は関連しているということになります。ですから、そこをまずは整理することになると思います。

二つ目ですが、ここがはっきりしないので、先ほど拝師先生のほうから御指摘があったところだと思っておりますが、消費者の権利を尊重するという事は、柱の2番目なのです。先ほどは環境です。その次に推進しなければならないのは消費者の権利の尊重で、この中に、実は、五つのことが書いてあるのですが、その五つの項目について、第3期までのところで達成できたものと、今期の検討会で課題として出てきたものとの関係で、何が足りないのかということ、少し整理される必要があるだろうと思います。そうでないと、非常に見通しが悪くて、先ほどのように落ちたものとか位置づけが非常に曖昧なままに、一部にしか書かれていないという状態になっていますので、その点をまずは2番目として整理されることを希望します。

消費者の権利の尊重との関係で、書いてあることは、実は、違った角度から書いてありまして、一つは、まず、安全の確保というものと、商品や役務についての選択権です。消費者の選択権、選択の権利といったものが書いてあるのですが、これに対応したもので、いろいろなものが今までも施策も打たれてきましたし、不十分なところもあるということ

も明らかなので、それはそれとして整理されることがいいと思うのですが、もう一つ、情報提供以下のところで、情報と教育の機会の提供という柱が一つあるわけです。それから、消費者の意見が消費者政策に反映すること、消費者被害の救済とか法の執行という問題があって、ここは、実は権利がどのように実現していくのかという過程について、消費者の権利を明示的に書いてあるということになります。

予防のところ、要するに、消費者に情報を提供しなさいとか、消費者を啓発するだけではなくて、そもそも消費者が自立できるように、継続的に若年層から高齢者層まで一貫して教育をして、なるべく自立して、先ほどの消費者市民社会の一員となれるような人をたくさん作り出しましょうということを行っているわけです。

これとの関係で、先ほど地方で人材不足、担い手が非常に減少しているという問題をどうするのかといった問題が出てくるということになります。ですから、そういう形で整理をするという形になります。

消費者の意見を消費者政策に反映することについては、今期の検討会では余り話題にならなかったところだと思うのですが、もし落ちているとすれば議論する必要があるかもしれません。もう一方のところ、よく出てきたのが、消費者被害の救済と法の執行のところ、このあたりで適格消費者団体の問題とか、消費者団体の苦情の処理の問題とかいったものが出てくるだろうと思います。

今、申しましたように、条文上五つぐらいの柱があるのですが、上二つ、対象と権利実現に関する権利を三つの、要するに、予防から始まって救済まで、その柱ごとに第3期まで行われたこと、検討会で何かこれからの時代を考えると、このままでは困るのではないかという指摘があったこと、それに対する方策という形で整理されることがいいのではないかと思います。

三つ目の柱、大きい三つ目ですが、先ほど消費者の権利の尊重にプラスしまして、ここも拝師先生が先ほどおっしゃったことですが、消費者の自立を支援するということがもう一方の大きな柱になっておりまして、消費者が自立するというだけではなくて、消費者が自立できるように支援するということが「ともに」というふうに「アンド」で書いてあるわけですから、同じぐらいの強さで書かなくてはいけないのですが、まとめの案のところでは、「賢い消費者」とか、「自立した消費者」になる方ばかりが割と書いてありまして、その辺が先ほどの貧困とか格差の問題が抜けているのではないかというような御指摘に恐らくつながっていると思います。

消費者の自立支援のためには、ここの1項しか書いてありませんが、基本法2条2項のところ、事業活動の確保と消費者の年齢その他、消費者の特性を配慮しなさいと書いてありまして、先ほどの消費者の特性の配慮という問題と、事業活動を確保するために規制をかけるだけでは消費者市民社会は健全とは言えませんので、この辺をどうするかという形で展開される必要があるだろうと思います。

以上のところが出てきたところなのですが、論点整理のところ、出てきた内容をもし枠

組みとして整理すると、今のように三つの大きな柱。その中の二つ目の消費者の権利が五つの項目になっていて、三つ目のところの消費者の自立支援と、こういう枠組みでもう一度整理していただければ非常にありがたいと思います。

プラス、消費者基本法2条第3項以下のところは、配慮事項というものがちゃんと書いてありまして、先ほどのほかに高度情報通信社会に的確に対応すること。消費生活の国際化、国際的連携に配慮すること、それから、環境の保全という三つの配慮事項が挙がっておりますので、これについて特に4期のところで問題になっていたのは、どれもかもしません。多分、最初の二つが多かったのではないかと思います。高度情報通信社会に的確に対応して、これに配慮した消費者政策の展開として、どういうことが必要なのかということをもとめて書く必要があるということになります。

それと同時に、この論点整理にはデジタル化とか、そういう話が全く言葉として出てこないのは、恐らくまずいだらうと思うのです。流通革命も、産業の革命と言われているものもみんなデジタル化の問題なので、デジタルとか情報とかデータという言葉が出てこないこと自体が、次期の基本計画としてはまずいと思いますので、この一つの項目を立てた上で、どういうまとまった施策を消費者庁として展開されるのかということを書いておく必要があるだらうと思います。

次に、先ほどの国際化とか国際連携についても、前回の会合で明らかになりましたように、かなり国際的に日本の消費者政策がまだどちらかという迅速ではない部分もあるので、これに対してどういう対応をどこの部分でとらなければならないのかということを書く必要があるのではないかと思います。

最後、環境の保全ですが、これと多分エコ消費とかエシカル消費とか、そういったことが関係してくるのではないかと思いますけれども、そういう配慮事項に対してどういう政策展開をするかというまとめの仕方のほうが、点検もしやすいですし、長期的に見てどういう施策を打つべきかもわかりやすいのではないかと思います。

なお、基本計画は消費者基本法の9条に基づいて策定することが決められておりまして、消費者基本法の9条では、長期的な施策と計画的に推進を図るべき必要な施策という二つの項目について策定しなくてはいけないと書いてありますので、この時間の系列、長期的と5年のところで打つべき施策と両方を、論点のまとめの4のところで書き分けなければならないということになると思いますので、それについても御対応いただければありがたいと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

多岐にわたる御指摘だったのですが、事務局からよろしいですか。

○澤野企画調整官 消費者基本法の消費者の権利、それから、第2条の配慮事項について、このタイミングからきれいに並べなおすことができるか、時間との兼ね合いもあるのでなんとも言えませんが、少し検討させていただければと思います。素材は、各回での委員の

方のプレゼンとか、本日の前半で御紹介した工程表の概要の中で、大部にわたる中でご紹介していない中で、これまで進められてきたものもあろうかと思えますので。この検討会が、あり方を御議論いただくという中で、各論をどの程度扱うのかというところがございませけれども、少し御意見を踏まえて、柱立てをどうするか考えさせていただければと思います。

配慮事項についてですが、グローバルのところは、前回資料の御報告もしており、環境のところは、持続可能性に関する領域を設けて、工程表の中で淡々と進めておりますので、そうした蓄積で足りるのか踏まえながら、中間の段階でやっていくのがよいのか、最終に向けて少し時間をかけてやっていくのがよいのか、個別にわたる部分を比較的多く頂戴しましたので、進め方を含めて、また御相談できればと存じます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 短い期間でまとめていただいて、ありがとうございます。

私からは、気づいた点を三つ申し上げます。

千葉先生みたいに大きな構造ではなくて、小さなお話なのですけれども、まず、事務局の方からも御説明があったように、「賢い消費者」がいいのかどうかというところです。

私も「賢い消費者」というのをうっかり使って、すごく批判を受けたこともあるというのと、徳島で「賢い」という用語は、何というか意向を酌めるとか聞き分けがよいというふうにするのです。関東に行くときはそうではなくて、いろいろなことを考えると、そんな感じのイメージで「賢い」という言葉を使っていたのですけれども、徳島ではそんなくできるみたいな感じで「賢い」が使われるので、そういうことも考えると「賢い消費者は」余りあれかなと。もっと主体的に判断するか、多面的に考えると、そういうことを強調したいかなと感じます。これが1点です。

2点目は、技術が消費者の生活に及ぼす影響についていろいろ出てきたわけですが、私も消費者教育についてしかプレゼンをしなかったのですが、研究では技術が、ICTが消費者個人の生活にどのような影響を及ぼすかということをやってきたので、言いたいことがいろいろ実はあったということに気がつきました。

ざっくり申し上げますと、利点と欠点の両面から検討する必要があるあって、技術というのは使いようでいい点と悪い点が必ずありますので、表現の問題だと思うのですけれども、批判的な視点が弱いかなという印象を受けました。もちろんいい社会をつくっていくという方向でどんどん技術は利用しようというわけですが、やはりそれに伴って弊害というものも必ず出てくるはずなので、そこについてきちんとモニタリングをして検討していくことをしっかり書いておいたほうがいいのではないかと感じます。

例えばスマートフォンですけれども、急速に普及して低年齢化が進んでいるわけですが、小学生でも五、六年生になると6割持っているとか、そういうふうに言われますが、学校

現場では非常に使い過ぎの弊害が指摘されていて、昨日か何かのニュースでiPhoneは次世代の機種で使い過ぎ防止機能を入れるというニュースがありましたけれども、報道によればそれは投資家の要請だということなのです。でも、投資家が要請してやっとするのではなくて、学校現場では毎回これは使い過ぎでどうにもならない。子供たちの運動不足、睡眠不足、肥満につながるとか、学力低下とか、すごく問題視されていたので、やはりそういうものをいち早くキャッチして、消費者行政から事業者側に、いろいろ自主的にこういうペアレンタルコントロール機能を入れるようにしてほしいとお願いするとか、そういうこともあってもいいのではないかと日々感じていました。ですので、技術によっていろいろな利便性がもたらされるわけですが、その弊害についてしっかりモニタリングして、それに対する対応というものを消費者行政が音頭をとって、先頭に立って対応していくということも次期ではぜひ入れてほしいなと感じています。

3点目なのですが、これは全然申し上げていない新しい意見なのですが、これも日々仕事をしていて感じるということなのですが、消費者行政の立案ですとか、効果検証のためのデータ収集とか利用について、このデータの取り扱いについて検討するというのも必要ではないかと感じています。

例えば現在、消費者庁で物価モニター調査というものがあるのですが、この物価モニター調査というのは、頼まれた方が調査票を持参して、実際に店舗に出向いて店頭表示価格を調べるみたいな調査方法なのです。でもこれが電子レシートとか、電子的な家計簿のデータを使うとか、そういうことができるのであれば、全然コストを削減してデータをとることができるわけです。今、総務省の統計局の家計調査も、家計簿セットというものを配布して、手書きで家計簿を記録してもらっているわけですが、レシートをばしゃばしゃと写したものを送ってもらえるような家計簿ソフトがあるので、一時期同意を得た利用者からデータを提供してもらいたいにしたほうが、よほどコストもかからないで、ふだんのリアルな情報が得られるみたいなことがあると思うのです。エシカル消費などについても、購買履歴データみたいなものを使わせていただくみたいなことで、より実態をリアルに把握することができる可能性もあると思うのです。

今、頑張ってアンケート調査したところで、何だ、結局これって模範解答を得られただけだよみたいな感じになることも非常に多いので、いろいろなものがどんどん電子データ化されて、それを利用することでより消費者政策の立案とか効果検証のためのいいデータとして使うこともできるけれども、その反面、個人データ保護という観点ではいろいろな問題になることもあると思いますので、こういうことができるか、できないかということもぜひ検討していくことも取り組んでいただけるといいなと思っています。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。よろしいですか。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 前は、連合の「倫理的な消費者行動の促進に向けたシンポジウム」と時間

がぶつかってしまったので欠席しました。そのシンポジウムには消費者庁の尾原消費者教育・地方協力課長にも来ていただいて、消費者教育及び倫理的消費についての消費者庁の取組について御報告いただいたところです。5月は「消費者月間」ということですので、連合のシンポジウムも消費者月間の一環という位置づけになるのではないかと考えております。各地域・団体でも消費者月間に様々な取組が行われていますが、そういう取組がこれからますます重要になってくるのではないかと。そういう観点から、資料2の論点整理について、少し意見を述べさせていただきます。5点ぐらいあります。

1点目は、先ほど拝師委員が指摘された公益通報制度の問題です。これは5ページの課題例その4で、公益通報者制度のさらなる定着が必要ということで、この説明としては企業不祥事によるわが国産業界の信頼を損ね国際競争力の低下を招くとなっています。しかし、これは私の3月の報告でも触れましたが、基本的には消費者保護の視点が重要だと思います。例えば車メーカーの燃費データ等の改ざんなどは、直接消費者の不利益にもなり、消費者保護の観点から企業不祥事を是正する必要があります。

それから2点目は、8ページ以降、次の5年間の計画策定に向けての視点についてです。8ページにありますように、5年間の長期的な目標なりキャッチフレーズの提示が必要とあります。これまでの委員会の中でも出ていましたが、次の第4期基本計画の目玉、ポイントになるところ、あるいはこれからどういう社会を目指すかについて、わかりやすく一言で言えるようなキャッチフレーズといったものが需要ではないかと思っております。そのほうが消費者、国民としては消費者基本計画がどのような内容なのかをイメージできるのではないかと。思います。

参考事例として三つほど出されており、「思いやり社会」の創出ですが、創出というのは表現として固いかなと思います。もし使うとしたら「思いやり社会」の実現に向けてとか、少しやわらかい表現のほうがいいのではないかと。思います。一つ

3点目は、次の9ページにありますけれども、消費者と事業者の新たな関係形成ということで、win-winの関係、お互いを「思いやる」、そういうこともこれから重要な視点になってくると思っております。

4点目は、関係機関連携による施策展開の例その1で、新たな地方消費者行政強化作戦についてです。参考として10ページで、人口減少局面に入中、アウトリーチ型の取組が期待されるとなっています。これからは単身高齢者等、必ずしも自らが相談や被害の声を上げることができない人たちが増加するため、このような視点も、これからは重要ではないかと思っております。

次に5点目で、10ページの「隣接する分野との連携」についてです。新たにSDGsなどとの連携とありますが、労働組合や働く者の立場からすると、雇用労働政策分野との連携も必要だと思っております。特に、SDGsとの関連づけで多様な関係者との連携・協力を得やすくなる可能性が、指摘されているので、そういう意味では労働組合も一つの主体、ステークホルダーとして、これから消費社会に貢献していくことが必要です。これは私の報告

の中でも触れました、悪質クレーム対応や消費者教育を通じてお互いのwin-winの関係、「思いやり」というような意識をどう啓発するかという取組にもなると思います。この前の連合のシンポジウムでも、労働組合としては「働く者が働く仲間の尊厳を守る」といった観点での取組が重要だとされたところです。

以上が、資料2で気がついた点です。それらを含めて整理いただければと思います。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、まず、川廷委員からどうぞ。

○川廷委員 皆さんいろいろとおっしゃっていらっしゃるのですが、自分はSDGsのことは言わなければいけないかなと思いましたので、SDGsというのはあくまでも、ここに戦略指針として書かれていますように、全てのことにかかわることです。特に拝師さんから貧困とか一番ベーシックな、SDGsの一番原点中の原点は人権問題ですので、そういったことをちゃんと踏まえた上で書いていくべきだろうという御指摘は、全くそのとおりだと思います。

大事なのは、全体的な視点の中にSDGsというものが背景に必ず入っていることをどのように表現するかということで、難しいことだと思うのですが、そこを戦略指針という言い方も確かにいい言い方だなと思いますので、そういうことを踏まえながら書いていく。あくまでも、ただSDGsが大事なのはアイコンによるひもづけ、棚卸しではなくて、2030アジェンダで2030年の社会をどう実現するかというために、課題として17個のゴール、169のターゲット、232の指針が使われていますので、この消費者基本計画の中でどのような形でSDGsを見せていくのか。つまり、それは、要はゴールを設定するということにもなってしまっているので、基本計画の中でそれが描けるのかどうかというのは私には想像ができていませんけれども、キャッチフレーズを書くということもありました。もしかしたら、そういうところでこの行動計画、基本計画が何を目指しているのかというメッセージをここで表現するというのがあるのかなと。つまり、SDGsの戦略指針に基づき、かくかくしかじかでこういうことに取り組み、そして、こういう社会を基本計画によって目指そうとしているのだ、もしくはそういうものを目指すのだということが言葉で表現されるのも一つなのかなと思います。

もう一つは、232の指針があります。KPIの話も出ました。現実的には正直、そうなってくるとKPIが必要になってきます。これをどういうふうに考えていくのか。先ほどアンケートのとり方もいろいろと工夫次第でできるということで、これからそういう数字を拾っていくことがあると思いますし、それをどういうふうによく設計されていくのかなというところだと思います。

それと、SDGsはあくまでも個別目標ではなくて、連関する目標であるということです。つまり、貧困は貧困対策をやらなければいけないだけではなくて、何らかの背景があるから貧困問題が引き起こされているのだということを考えて、それをいわゆる対症療法では

ない根本原因の解決ということをするために、この目標は設定されていますので、この基本計画の中でそういった連関性というものをどのように、関係図を描くとか、隣接する分野との連携ということが書かれていますので、ここはその表現になるかと思えますけれども、そういったことをあくまでもベースの考え方として、上手にSDGsを使っていくことで今まとめられようとしていることが、よりわかりやすくなるといいなと思えます。

あと、SDGsというのは社会、経済、環境、そのトリプルボトムラインを同時に実現するための目標として用意されているものです。ですから単に環境に配慮するとか、経済の発展を考えると、社会のバランスをとっていくのだということ、それ全てがSDGsの中に理念として入っていますので、その理念をちゃんと踏まえることが大事なのかなと思えます。ですので、例えばエシカル消費とは環境だけではなくて、社会的な配慮も含めて倫理的な消費ですから、そういう形で書いていくことになるのだろうなと思えます。

「賢い消費者」という言い方、そこなのですからけれども、例えば環境のことで言うと、賢い消費のことをワイズユースという言い方をします。一方で消費者のことを言うときはスマートコンシューマーという言い方をするのだろう。英語ではそういう書き方をされているのを見たことがあります。ですので、どういうふうに「賢い」という言葉を表現するかというのは一考の余地があるのかなと思うのですけれども、もう一つ大事なことは、SDGsでもこれは言われることなのですが、主体性なのです。あくまでも主体性なのです。つまり、受け身で消費するのではなくて、主体的に自分たちから行動することで社会を変えよう、環境をよくしようという行動のことがもしかしたら賢明な、賢いということにもつながるのかもわかりません。だから、もう少しその辺のことをうまく消費者の行動を促すような言葉を上手に使うのも一つの手なのかなと思えます。

そうすることによって、SDGsが本来目指す、誰も置き去りにしない社会を目指す。何よりもTransforming our Worldという言葉が国連は使っています。トランスフォームという言葉は、国連は非常時でしか使わないと言われていています。要するに、大戦の後ですとか、世界恐慌のときですとか、そういうときにしか今までトランスフォームという言葉を使っていないのですけれども、SDGsではタイトルに入っています。つまり、変革するという言葉が非常に重要視されていることを考えると、変革というのは、勝手に社会は変革しないわけです。やはり一人一人の消費者が行動することによって、消費者一人一人が自己を変革することによって、自分の視点を変えることによって社会の変革につながるということだと思いますので、やはりそこは主体性を言っているのではないかと思います。そこは一つポイントになるのかなということ踏まえて、うまく全体のSDGsの戦略指針として捉えていただき、かつ、個別に例えばフードロスですとかそういったことを書いていただいていますけれども、それをもしかしたらSDGsを踏まえたキーアクションという取組、要するに国民運動的な話です。それをキーアクションというふうに設定することで、SDGsがフードロスですということではなくて、全体戦略の中で、指針の中でSDGsは全部を踏まえているのだけれども、その中でも特にキーアクションとしてそういったことに取り組むことで、



トリプルボトムラインの同時達成みたいなことをみんなで考える機会を考えてみますという戦略性があるといいのかなと思いました。

取りとめもなかったのですが、以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 先ほどもデータポータビリティのところでは、拝師先生からお話いただきましたが、それと同様に技術革新によることで消費者への弊害について坂本先生がお話されましたけれども、技術革新によりこういったことを懸念しているというところの記載が私は少ないというか、見受けられないと思います。技術革新等によって、消費者においてはこういった弊害が考えられるというところも少し記載しておいていただきたい。消費者にとっては押しつけられた利便性になる可能性もございますので、そのところについて記載していただけたらと考えております。

今回の地方消費者行政強化作戦というところにおいて、パッケージ化してという記載がありますがパッケージ化というだけではなく、どのような形でどういうふうに行っていくかというところをもう少し具体的にわかりやすくして頂くことが、大事なのかと思っております。

消費者教育においても、今回コーディネーター等を置いていただけるというお話も伺っておりますけれども、その方を置いた上で、現場でどういう形で連携していくかということになっていくかと思っておりますので、消費者教育を強化することを具体的に書いていただければと思っております。

それから、情報発信ということで、SNSでの情報発信は各所に書いていただいておりますが、これは私どももSNS発信、Twitterをすることによって、まだまだフォロワーは少ないのですが、相談やいわゆる事例を書きますと、非常にたくさんのアクセス数があるということがわかったのです。架空請求のはがきなどは、私ども相談員からすると、誰でも知っている話なのではないかと思いますが、非常にたくさんのアクセスがあり、リツイートされていまして、まだまだそういった情報発信が必要なのであろうということがわかりました。この検討会でもお話が出ましたが、間違いのない情報発信サイトなどが必要であるということと同時に、救済という面に関しては、発表では申し上げませんでしたけれども、成年年齢引き下げにおいて18歳、19歳ぐらいの若者に確認したところ、電話で相談するのが非常に敷居が高いし、しにくいというようなこともございましたので、最初の対処というか、最初の受付段階でメールとかSNSで相談を受付が出来るといいのかなということは感じたところでございます。中間地点の進捗状況においてB-1の成年年齢の引き下げの一番下段のところには消費者ホットラインの周知というところがあります。「社会の扉」にも毎ページ、ホットライン188の案内があり非常に効果的であるかとは思いますが、さらにSNS等での相談の受付だけでもできる現場について考えていく時代なのではないかということで、それもつけ加えさせていただきます。意見とさせていただきます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私は、愛知県という地方自治体として参加しておりますので、地方消費者行政の視点でお話をさせていただきたいと思います。

今、阿部委員からもお話がありました、新たな地方消費者行政強化作戦ですけれども、これは私ども愛知県の前柴田委員が御提案させていただいたところをお酌み取りいただいたということで、大変ありがたいことと思っております。

現在の地方消費者行政強化作戦、五つの政策目標があったかと思いますが、そのうちの相談体制では消費生活相談員等を各自治体において確保され、センター等が設置されて相談窓口のない市町村がなくなった。非常に成果が上がってきたと考えているところでございます。その一方で、消費者教育推進地域協議会と高齢者の見守り、消費者安全確保地域協議会については、まだこれからのところかなと思っておりますので、全く新たなパッケージというよりは、成果が上がったところと、そうでない、これからのさらに取り組みなければいけないところがあると思っておりますので、なぜ消費者安全確保地域協議会が現時点で当初の目標から少し達成率が乖離しているのかというところを分析していただくのが必要なのかなと思っております。

もともと消費者安全確保地域協議会は、人口5万人以上の全市町村につくるという目標でございました。それと消費者教育推進地域協議会は車の両輪的なものですが、こちらは強化作戦の中では都道府県及び政令市となっているのですが、今後はさらに消費者教育を推進するというので、市町村にも協議会を設置していただくという方向に進むのかもしれませんが、そういったとき、やはり重要なのは、地方公共団体における常勤職員なのかなと。これは前柴田委員が御説明させていただいたところなのですが、そういった状況にあるのは、一つには地方公共団体における消費者行政の政策順位がなかなか上がってきていないところがあるのかなと思っております。

そういったことで、一つは消費者行政について費用対効果が、なかなか見えないというところがあって、それをどのように、消費者庁さんのほうでは消費者被害額が6兆円でしたか、そういった数字を見える化させていただいておりますが、消費生活相談をしますと、救済金額も入力するところがございますので、そういった総額でどれだけ救済されたとか、あるいは救済されたお金が適正な支出に回ったときにどれだけ経済効果があったとか、アイデア的な話になってしまいますけれども、そういった費用対効果が見えるといいのかなと思っております。

それから、先ほど言いましたように、できたところとできないところがある。これからどちらに向かっていくのか。地方消費者行政の充実強化がどちらに向かっていくのだろうか、非常に危惧しているところがありまして、そういった点の今後の見通しを十分に把

握していただかないと、せっかくここまで消費生活相談体制、地方消費者行政の体制が整備されたところが後退しかねない。先ほど言ったように、消費者教育とか見守りネットワークの実現には、消費生活相談員の方の力も大切ですが、地方公共団体の常勤職員の方の部局間を超えたネットワークとといいますか、そういった力がないと実現できないかなと思っていますので、そういった点も十分見通しを持っていただいて、国の財政支援のあり方も含めて、重々、御検討いただければと思っております。

もう一点は、少し話が変わりますけれども、先ほどの外国人旅行者のことで、資料1で御説明いただきましたように、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴って、これからどんどん外国人旅行者の方が増えてくることと思います。本県でも外国人住民の方が、うちは産業県なものですから、多くお見えになりますけれども、さらに外国人旅行者の方が増えてきて、どういった相談ニーズがあるかとか、あるいは外国人旅行者の方への相談窓口の周知方法とか、実際にそういった方が相談に来たときにどう対応するかというのは、私どももこれからの検討課題だと強く思っています、ぜひ次期消費者基本計画の中では、そういった視点を、消費者基本計画に基づいて各地方公共団体も消費者行政計画を策定しますので、そういった点での基準といいますか、参考になる部分を十分盛り込んでいただけるとありがたいかなと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 私は、最初のほうで千葉委員がお話ししてくださった、今回の論点整理の枠組みを見直し、3期でできたものとできていないものをきちんと整理したほうがいいというのは、すごくわかりやすかったかなと思っております。これは第4期の、今後の、5年間の基本計画のあり方を考える検討会ですので、先ほど時間的に難しいようなことをおっしゃっておられましたけれども、ここはこういう機会ですから、枠組みを見直し消費者基本法の三つの柱をもとに点検し、論点整理をする方が良いかと感じております。

資料2の8ページのところで、長期的な目標・キャッチフレーズの提示とありますけれども、以前のところでキャッチフレーズというのは出てきましたが、これは本当にぴったり合うようなフレーズが出てくればいいのですけれども、少しずれたものになってくると余計わかりにくくなる部分もあると思いますので、無理してつけることもないかと思えます。

11ページの消費者行政の司令塔というところで、私が結構強調したところがしっかり書かれています。これまでのところで3期の工程表の進捗状況のところを見せていただいても、執行数とかが増えてきておりますので、それなりに少しずつエンジンがかかってきたかなと思いますが、今回、3期の工程表見直しの進捗状況のこともお話しいたきましたので、そこにかかわって申しますと、私どものほうでは70項目にわたるパブコメを出させていただきました。しかし、そのうち3期の今回の工程表のところで反映されたものが2割あるかないかというところでして、パブコメに対する回答、今回はまだそこまで出てき

ていないのですけれども、昨年の回答の部分を見ますと、参考にさせていただきますで終わっているものと、管轄の省庁で今こういうことが実際に行われていますという説明があるもの、いろいろな書き方をされていますが、どのようにほかの省庁とやりとりしているのかというところまで見えてこないところがあります。私どもも毎年同じような意見を出していますので、参考にしていますという書き方のところがきちんと蓄積されて、検証できるようになってきているのか、これからも生かされていくのかというところもよくわかりませんし、できないならできないで、なぜできないのかというところをきちんと書いていただきたいと思います。そういう工程表の部分でも、きちんと他省庁とのやりとりが私たちにも見えるような形で、司令塔の役割を今後のところで担っていただきたいなと思います。

それから、先ほどから出ていました「賢い消費者」という言い方は、私もちよっと抵抗があります。言いかえるなら「自立した消費者」のほうがいいかなと思いますし、消費者市民社会をつくっていかうということで私たちはやっておりますので、そのような言い方にしてもらえたほうがいいかなと思います。自立した消費者、消費者市民社会をつくっていくためには、消費者団体の役割は非常に大きいと思います。そこでうまく消費者団体を利用するという言い方も変なのですけれども、うまく使っていただいて、消費者市民社会をつくっていくというところも重要かと思っておりますので、消費者団体の育成とか支援のところにもっと消費者庁が積極的にかかわって、一緒につくり上げていくというようなところを厚くしていただけたらなということを感じております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかに、宮木委員、どうぞ。

○宮木委員 ありがとうございます。私も流れのところで御質問をします。今回この進め方として、個々の委員がそれぞれプレゼンテーションするという形をとってきました。私は、第2回目のかなり初期のころにお話をさせていただいたのですけれども、その後、いろいろほかのテーマで議論をし、そのテーマについてもう一回戻ることにはなかったのですが、この場はそれぞれのテーマについて議論をして、次期計画についてヒントを出すという場なのですか。それとも、次期計画に対してもう少し構造的に、網羅的に情報を出していくという場なのでしょうか。これまでの議論で、果たして全部網羅的に情報を出しているのかという危惧がございます。

恐らく漏れているテーマに関しては、ほかの有識者の方とか人材を集めていただいて、御発表いただいているという理解でよろしいのかもしれないのですけれども、議論し尽くせたかというところと、今回のこのペーパーが今後どういうふうに使われていくかということによって、ここに盛り込まなければいけないことは変わってくるのではないかと思います。もしここに集まっているメンバーのアイデアとかヒントを出していくのが目的であれば、こういう出し方でいいと思うのですけれども、もう少し構造的、網羅的に出すということであれば、議論が足りていないような気がします。

また、先ほど来、出ている8ページの長期的な目標・キャッチフレーズのところなのですが、キャッチフレーズを出すか出さないかというのは別として、今後その5年、10年で消費者庁としてどのような消費社会を目指していくのかという方向づけはある種、必要のかなと思っています。変化対応型ではなくて未来創造型といいますか、目指すべき社会に対し、それに対してこの課題を解決していかなければならないとか、こういうことを準備しなければいけないというような見せ方をしていくほうが、「(消費者基本)計画」という名称の性質上、適切と思うので、目指す方向性というものはきちんとPRしたほうが良いと考えています。

もう一つ、9ページにありますけれども、官民連携のところで消費者団体のお話が出ていますが、ぜひ事業者団体も入れていただきたいです。今、消費者庁が進めている「消費者志向経営」は、多くの企業が目指そうとしているところでして、事業者団体としても消費者の視点とか生活者の視点というところは意識しているところですので、そういった事業者の連携も積極的に図っていただきたいと感じております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

最初の点、この検討会の位置づけ、あるいは将来、今後の検討の仕方についての御質問であったかと思いますが、若干御説明をいただければと思います。

○澤野企画調整官 この検討会の各委員のプレゼンや、この紙そのものの位置づけについてのお尋ねであったと思いますが、論点整理の最初のページにも書かせていただいておりますが、次期の計画のあり方というところで、各論を網羅的に潰していく、計画の一言一句の素案を作るというよりは、宮木委員もおっしゃっておられたように、激しい・新しい動きがどういったところにあるのかというのが、整理をしていく中心になるのかなど。そういう意味では、変化の大きな点については、専門家である委員の皆様からプレゼンをしていただく中で鮮明に浮かび上がってきているのかなと理解をしているところであります。

今後計画をつくっていく際には、現行の計画に基づいて着々と進めているものも足し込んでいく、それは、御提言をいただく内容と並行して、あるいは、御提言をいただいた後に、消費者庁として実務的に取り組んでいく、各省と連携して取り組んでいくということになるのかなと考えている次第であります。

○山本座長 宮木委員、よろしいですか。

○宮木委員 はい、ありがとうございます。

○山本座長 それでは、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 本日、初参加でございますので、これまでの議論を踏まえない発言をすることがあれば申し訳ありません。あらかじめおわびさせていただきます。

中間整理には、3月だったかと思いますがけれども、前任の岩崎から御説明申し上げた中身を大変よく入れていただきまして、感謝申し上げます。特に、SDGsでありますとか、技術革新が消費者の利益の増進に役立つのであるということを強調して書いてい

ただいている点について、感謝申し上げたいと思います。

その上で、先ほど来、議論になっていた、1ページの消費者の権利のところなのですが、権利はいいのですが、おそらく、消費者基本計画が直接的に目指しているのは、むしろ、まさに消費者基本法2条の最初のところの「消費者の利益の擁護及び増進」なのではないかと思います。「権利」を書いていただくのもいいのですが、その並びで「消費者の利益」等が書かれてもいいのかなという気がいたします。

なぜそういうことを申し上げるかと言いますと、消費者基本法の解釈がどういうことになっているかもしわかれば教えていただきたいのですが、消費者の権利と言った場合に、総体としての消費者の権利なのか、個別の消費者の権利なのかで随分意味合いが違ってくるのではないかと考えるからです。例えば先ほどスマートフォンの規制の話がありましたけれども、一律に規制してしまうと、本来使いたい人が使えなくなってしまうわけです。したがって、総体としての消費者の権利は規制により擁護されるのかもしれないのですが、もっとスマートフォンを使いたい個別の消費者の権利は阻害されてしまうという状況が起きるわけです。もう少し国の政策として総体感が出るような形で、少なくとも消費者の利益というような、消費者の利益も個別なのか総体なのかという問題はあつたものの、消費者の利益という言葉の方が総体感が出るのかなという気がしています。

あと、拝師先生がおられなくなってしまいましたけれども、6ページの上段にある公益通報者保護法の話です。まず、今の書きぶりだと、公益通報者保護法がなぜ重要なのかというと、我が国産業界全体の信頼を損ねる事態を招くことや、国際競争力が損なわれるということを避けるために重要だという文脈になっています。これは多分そうではなくて、そもそも不祥事そのものがだめなので、不祥事を起こしてはいけない。したがって、それを未然に防ぐ、あるいは、不祥事が大きくなるように、内部通報をいかしてコンプライアンス経営を進めていくことが重要ということなのだろうと思います。恐らくそういう書きぶりにすべきなのではないかと考えます。

もう一点公益通報者保護法に関して、我々も会員企業に話を伺いますと、大半の内部通報はパワハラですとかセクハラですとか労務問題だと聞いています。消費者保護につながる事例ももちろんたくさんあるのですが、公益通報者保護法は、正面から消費者保護にアドレスする制度ということではないのではないかと気がいたします。少なくとも拝師先生がおっしゃるように横串のほうに持っていくことが適切だと考えますのと、横串の方に持っていった場合でも、その取り扱いは、消費者政策としては傍論なのではないかという気がします。

あと、キャッチフレーズの件なのですが、これはなかなか難しいなと思います。例も挙げていただいているのですが、キャッチフレーズは、具体的に書くと、柔軟性に欠くとか、硬直的になってしまう一方、何でも読めるような形で書くと何となく情緒的になってしまう、何を言っているかわからなくなってしまうという感じがあります。なかなか書きぶりが難しいのではないかとと思います。いいものがあればいいのですが、

そういう一長一短があるなと思っております。

同じように、KPIというのも今の基本計画を見てみますと、どうしても基本計画はいろいろな分野の政策の寄せ集めになってしまっている気がする。それ自体は悪いことではなくて、行政というのは、問題があるところに迅速に対応するというのが極めて重要な役割であって、むしろ、寄せ集めであるべきとも言えます。ただ、そのように寄せ集めであるべきところに、先ほどのキャッチフレーズの話とも絡むのですけれども、包括的なキャッチフレーズでありますとか、包括的なKPIというのは、あまりなじまないように、直感的には感じます。もっとも、KPIというものを個別の政策についてそれぞれつくるということは考えられなくもないかもしれません。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

これで一応、一通り私の記憶では皆さんから御意見はいただいたように思います。

今後について簡単に御相談したいと思えますけれども、今日はもうそんなに時間がなくて、あとどうしてもという委員には御発言をいただきたいと思えますが、時間の関係もありますので、今、御発言いただいたことは、事務当局が全部御配慮いただけると思えますが、他の委員の御発言とかを伺って、もう少しここを自分も言いたいというようなことがあるのではないかと思います。そういう点については、この会議の終了後、後日、事務局に書面等で追加的な意見という形でお出しをいただいて、それを踏まえて6月26日に予定されている次回の会合の中間整理、取りまとめ案に反映していただくという手順を考えております。それを踏まえて、今日どうしても言っておきたいということがあれば、今、御発言いただければと思えますが、いかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 時間がないときに済みません。今日は技術革新と消費生活とか、消費者政策の話というのがいろいろな角度で出たのですけれども、私などは学者ですから、中間的な立場で申しますと、技術に対しては中立的であるべきだと思うのです。ですから、技術革新については中立的であるべきなのですけれども、技術革新によって営まれるビジネスとかサービスについては、消費生活や消費者との関係でどういう施策を打つべきかという観点から、むしろ考えていただくべきではないかと思います。技術対消費者ではなくて、技術は進展したらいいのだけれども、それに伴うビジネスとか、サービスと消費生活の関係を考えるというふうに考えれば、先ほどの消費者全体かとか、個々の消費者かというのもその中で解決すべき問題だと思えますので、皆さんの意見の衝突をなるべく回避して、あるべき方向性が出てくるのではないかと思います。

もう一点、公益通報者制度については二つの見方が出てきたのですが、一つは労務対策とかそういうものがあるというお話だったのですが、消費生活、このペーパーの中で書き切れていないのだと思うのですけれども、表示の問題とか燃費の問題とか、いろいろなところで出てきておまして、食品事故とか、内部通報がないとおよそ公にならなかった消

費者問題はあるわけです。

その中で消費生活との関係では、消費者市民社会とか消費市民社会といったものを構築するのは消費者だけではなくて、健全な事業者の活動というのも一方にあるという中でこの制度が出てきておりますし、もう一つは、消費者というのは賢くならなくてはいけないし、自立しなければならぬけれども、消費者にはわかり得ない情報もあるのだということは、製品が高度化すればするほど大きな問題としてあって、それとの関係で公益通報者制度というものの位置づけも変わってくるだろうと思いますので、これを落とすということはないだろうと思いますが、書きぶりのところで、消費者政策との関係でどうなのかというふうに、ぜひまとめていただければありがたいと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかには、おおむねよろしいでしょうか。

それでは、先ほども申し上げましたように、追加的な御意見がございましたら、それから、キャッチフレーズのお話がかかなり出てきましたが、もしよいキャッチフレーズがあれば、これはぜひ皆さんから募集したいと思いますので、御意見をいただければと思います。取りまとめの関係で大体何日ぐらいまでに。

○澤野企画調整官 恐縮ながら、週明けの13日ぐらいまでで何かございましたら、御連絡を賜ればありがたいなと考えております。今日いただいたところも含めて、また実務的な編集作業ですとか内部調整を含めて対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本座長 もちろん御意見を打ち切るという趣旨ではありませんので、次回の委員会で当然御議論はいただきますけれども、次回の資料に反映するためのタイムリミット、事務局の用意のためのタイムリミットというふうに御理解いただければと思います。

最後に消費者庁からコメントはございますか。

○岡村長官 心からの御礼を申し上げます。

本日の御意見だけでなく、これまで頂戴いたしました意見はしっかり受けとめます。デジタルネイティブが消費の主役になっていく時代はもうそこまで来ています。一方で脆弱な消費者という国際的な概念もありますので、誰一人取り残さないという目標を目指して、パートナーシップ、連携を生かして頑張りたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、最後に次回の日程等につきまして、事務局からお願いいたします。

○澤野企画調整官 次回でございますけれども、26日13時から、場所はこちらで開催することを予定してございます。

先ほど座長からも御紹介がございましたように、次回でございますが、中間取りまとめ案ということで、事務局にてまた編集、御用意をさせていただければと考えてございます。



また詳細につきましては御連絡を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、また6月中にもう一回ということで、恐縮でありますけれども、次回もどうかよろしくお願ひいたします。

本日は、長時間にわたりまして熱心な御議論を賜りまして、ありがとうございました。